



諮 問 書

22福保健食第1849号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成22年12月13日

東京都知事 石原 慎太郎

記

1 諮問事項

ふぐ加工品の規制の在り方について

2 諮問理由

ふぐは、有毒な物質が含まれる食品であることから、都においては、東京都ふぐの取扱い規制条例を定め、原則として、ふぐ調理師以外の者によるふぐの取扱いを禁止し、都民の食に関する安全の確保を図っている。

近年、食品流通の変化に伴い、ふぐについても生産地で有毒部位を除去した加工品が様々な形態で流通するようになってきた。

このような実態を踏まえ、ふぐ加工品の安全性を合理的かつ確実に確保するため、その規制の在り方について諮問する。